生活文化常任委員会資料
2026年(令和8年)9月28日
市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財担当

ぶんぱくの今後の運営体制等について

ぶんぱく(明石市立文化博物館)が市民に愛され、何度でも訪れてもらえる博物館になるよう、果たすべき役割や今後の取組などに関して検討を行うため、ぶんぱくあり方検討会を設置し、昨年11月21日付けで、検討会より、提言書が提出されました。

現行の指定管理者の指定管理期間が2027年度で満了となることから、今後のぶんぱくの運営体制の見直しに関する現在の検討状況を報告します。

記

1 ぶんぱく運営の基本理念及び基本方針

ぶんぱくあり方検討会からの提言に基づき、基本理念及び基本方針については、下記のとおり取り組んでいきます。なお、提言書に記載のあった様々な取組については、すでに進めているものもありますが、基本的には、新しい運営体制の下で、市民の意見を取り入れながら具体的に進めていきます。

(1)基本理念

“明石の「文化と歴史」の拠点　市民をつなぐ博物館”

(2)基本方針

① 博物館固有の機能の強化
② 明石の文化と歴史を後世に伝える
③ 未来につながる明石の文化の発信と醸成
④ 市民をつなぐ

2 運営体制の見直し

(1)運営体制に関するぶんぱくあり方検討会からの提言内容要旨

ぶんぱくあり方検討会より、今後、博物館活動を安定的、継続的に行うために、下記のとおり、提言がありました。

① 博物館の基本的な活動である、資料の収集・整理・保存・調査・研究・展示・教育普及を、だれにでもやさしい博物館としての視点で、確実かつ安定的・継続的に行うこと。
② 現在の博物館業務には、「市学芸部門」と「指定管理者」が関わっており、一体的な博物館活動が難しい。統一的な指揮命令系統(館長等)とガバナンスが機能する体制へ見直すこと。
③ 指定管理期間(通常5年)は、長期運営・人材育成・職員の定着の妨げとなっている。20～30年程度の長期的な視点で、かつ、柔軟な人材登用が可能な体制が必要。
④ 博物館の専門性維持のため、博物館専任の正規職員を採用・育成する体制を整えること。また、外部からの人材確保も必要である。

⑤ 施設運営者の選定については、公募による競争よりも、非公募による市外郭団体の長期指定管理が現段階では望ましい。そうすることで、機動的な職員採用や研修による人材の強化、長期的な展望に基づく資料管理、研究成果の蓄積により、安定した博物館運営を実現することができる。

(2)検討内容

ぶんぱくの運営体制の見直しにあたり、

・指揮命令系統を一本化できるか

・長期的な視点で、調査、研究ができるか

・現行の体制から円滑に移行することができるか

という視点を基に、現在の指定管理者の指定期間が終了する2027年度末までに実現可能な選択肢として、

案1:「市が直営で行う場合」

案2:「明石文化国際創生財団が指定管理者となる場合」

の2案を検討することとし、両者を比較した場合のそれぞれのメリットを整理しました。

検討項目	直　　営	財団への指定管理
指揮命令系統の一本化	可能。また、指定管理と比較し、年度ごとに市の方針を反映させやすい。	業務分割方式を廃止することで、館長以下の指揮命令系統を一本化することは可能。
長期的な調査・研究等	可能。博物館の運営主体は変わらないため、指定管理と比較し期間に左右されず、長期的な視点で調査・研究等博物館運営を考えることができる。	指定管理期間を長期にすること、また、指定管理者を非公募による選考とすることなどで可能。
運営体制変更による影響	公募での採用試験による職員の入れ替えで、円滑な引継ぎが難しくなる可能性がある。	現行の指定管理者職員を一部受け入れることも可能であることから影響は小さい。
通常業務への影響	条例等の制約により、契約や予算執行の面で、柔軟な対応ができない場合がある。	指定管理者制度の継続により、これまでと同様に創意工夫や柔軟な対応が可能なため、特に影響はない。
その他メリット	直営の場合は、指定管理者選定に係る事務や指定管理者を指導・監督する事務が不要となる。	市民作品の展示や各種イベント等において、既存の文化芸術団体等との連携が図りやすく、博物館をより効果的に運営できる。

3　今後のスケジュール

時　　期	内　　容	
2026 年　 9月	ぶんぱくの運営体制に関する検討状況を報告	
12 月	上記検討結果を報告	
	市が直営で行う場合	財団が指定管理者となる場合
2027 年　 3 月		議案の上程
4月～	博物館職員の募集、選考	博物館職員の募集、選考
9 月頃		県に定款変更の申請
2028年　 1 月	現行指定管理者からの引継ぎ	現行指定管理者からの引継ぎ
4 月	新体制スタート	新体制スタート

（参考）

ぶんぱく運営体制のこれまでの経緯

1991年（平成3年）の開館当時は市の直営による運営でしたが、民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と施設のより効率的な運営を図るため、2007年度より指定管理者制度を導入しています。

なお、指定管理者制度では、本市の歴史や文化の調査・研究・展示等を担当する学芸員の入れ替わりが多く、長期に渡る調査や地域の方との信頼関係の構築が難しかったことから、市の歴史・文化に関する研究をより一層充実するため、2016年度より、業務分割方式を採用し、指定管理者による運営を基本としつつも、市の歴史や文化に関する調査・研究・展示等については、市が直接担うこととしています。

（運営体制の変遷）

運営形態	期　　間	備　　考
直　　営	1991年10月～2007年3月（15年半）	
指定管理	①2007 年4月～2010 年3月（3年）	乃村工藝社
	②2010 年4月～2013 年3月（3年） ③2013 年4月～2016 年3月（3年）	神戸新聞事業社
指定管理 （業務分割方式）	④2016 年4月～2025年3月（9年） ⑤2025年4月～2028年3月（3年）	小学館集英社プロダクション

※④については、新型コロナウイルス感染症対策及び施設のあり方を検討のため、指定管理期間を4年延長。

※⑤については、ぶんぱくあり方検討会の検討結果を今後の運営にすみやかに反映させるため、指定管理期間を3年に短縮。